

八女市コミュニティ通貨事業実施要領

(令和2年9月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、コミュニティ通貨を活用することにより、地域内外の多様な人材と能動的な関係を構築するとともに、本市の資源である自然や歴史、伝統文化を後世につなぐ活動を通して、関係人口の創出及び拡大に寄与するため、地域活性化推進プラットフォーム事業として位置づける、八女市コミュニティ通貨事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティ通貨 本事業において使用する電子地域通貨をいう。
- (2) まちのコイン スマートフォン又はタブレット端末にダウンロードするアプリケーションをいう。
- (3) みせのコイン 本事業の加盟店又は加盟団体が使用するスマートフォン又はタブレット端末にダウンロードするアプリケーションをいう。
- (4) 利用者 まちのコインをダウンロードし、第3条の規定による対象活動に参加する者をいう。
- (5) スポット 前条の趣旨に賛同し、本事業に加盟登録をした店舗及び団体をいう。
- (6) チケット スポットがまちのコインにアップロードする取組み及びイベントをいう。
- (7) 関係人口 特定の地域に継続的に多様な形で関わる者をいう。

(対象活動)

第3条 本事業が対象とする活動は、次に掲げるチケットとする。

- (1) 人が集まり、まちににぎわいが生まれるチケット
- (2) 地域コミュニティの活性化に寄与するチケット
- (3) 住民福祉の向上に寄与するチケット
- (4) 関係人口を創出するチケット
- (5) 地域経済の発展に寄与するチケット

(6) 前各号に掲げるもののほか、本事業の趣旨の達成に必要と認められるチケット

(コミュニティ通貨の単位)

第4条 本事業で取り扱うコミュニティ通貨の単位は、「ロマン」とする。

(コミュニティ通貨の発行等)

第5条 コミュニティ通貨の発行及びその管理は、市が行う。

2 コミュニティ通貨の有効期限は、その取得した日から180日とする。

(コミュニティ通貨の使用範囲等)

第6条 コミュニティ通貨は、スポットにおいて使用することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、使用することができないものとする。

(1) 国及び地方公共団体への支払い

(2) 次のいずれかに該当する取引の対価の支払い

ア 出資、有価証券の購入及び債務の弁済

イ 商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、官製はがき、切手、収入印紙その他の換金性があるもの

(コミュニティ通貨の付与)

第7条 コミュニティ通貨は、まちのコイン若しくはみせのコインをダウンロードした者又はチケットに参加した者に付与する。

2 コミュニティ通貨の付与は、コミュニティ通貨を付与される者（以下「利用者」という。）が所有するスマートフォン又はタブレット端末にダウンロードしたまちのコイン又はみせのコインに記録することによる。

3 付与するコミュニティ通貨の量は、チケットごとにその内容等を考慮し、スポットが定めるものとする。

(コミュニティ通貨の利用)

第8条 利用者は、スポットにおいてチケットの提供に係る対価を支払うときは、コミュニティ通貨を利用することができる。

2 スポットが利用者から前項に規定する対価を受領するときは、スマートフォン又はタブレット端末のアプリケーションを介してコミュニティ通貨を移行することにより行う。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己が獲得したコミュニティ通貨を他人に譲渡しないこと。
- (2) コミュニティ通貨を不正な手段で取得し、又は不正な手段で利用しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まちのコイン利用規約に規定する禁止事項を行わないこと。

(スポット登録の要件)

第10条 スポットは、本事業の加盟登録にあたり次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 別に定めるみせのコイン利用規約に同意すること。
- (2) 一般消費者に対して商品の販売又はサービスの提供等をする八女市内に設置されている店舗等であること。
- (3) 本事業の目的を理解し、この要領を遵守できる者であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業（以下「風俗営業」という。）を行う店舗等でないこと。
- (5) 特定の宗教又は政治団体が関わる店舗等でないこと。
- (6) 公序良俗に反する営業を行う店舗等でないこと。
- (7) 申請者又は役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する者でないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポットとして不相当と判断される店舗等でないこと。

(スポットの遵守事項)

第11条 スポットは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者に対し、コミュニティ通貨の換金を行わないこと。
- (2) 利用者からの苦情又は紛争が生じ、当該苦情又は紛争が自己の責めに帰すると認められる場合には、自ら解決に努めること。

(3) コミュニティ通貨の取扱い等に関し、市長から要請があったときは、それに従うこと。

(4) 利用者からコミュニティ通貨の利用の申出があったときは、これを拒否しないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、別に定めるみせのコイン利用規約に規定する禁止事項を行わないこと。

(運営の委託)

第12条 市長は、本事業の推進と円滑な運営を図るため、適切な運営ができると認められる者に、当該事業を委託することができる。

(事業の停止)

第13条 市長は、本事業の運営に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、利用者及びスポットに事前に周知することなく、本事業を停止することができる。

2 市長は、本事業を停止したときは、第5条、第8条から第10条まで及び第12条の手続を全て停止するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(事業の終了)

第14条 市長は、本事業を終了するときは、利用者及びスポットに対し、事前に相当の期間を定めて周知することとし、事業終了後は直ちにコミュニティ通貨は失効するものとする。この場合において、事業の終了後に生じた不利益又は損害について、市はその責めを負わないものとする。

(補則)

第15条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。